

農薬専門調査会の運営体制に関する事項 (案)
(平成 22 年 6 月 1 日農薬専門調査会決定)

平成 26 年 4 月 23 日一部改正

平成 27 年 9 月 11 日一部改正

平成 28 年 4 月 15 日一部改正

最終改正：平成 ~~3028~~ 年 4 月 ~~1815~~ 日

(総則)

第 1 条 農薬専門調査会の運営については、「食品安全委員会専門調査会等運営規程」(平成 15 年 7 月 9 日食品安全委員会決定。以下「運営規程」という。)その他の食品安全委員会決定に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

(幹事会の設置)

第 2 条 農薬専門調査会に幹事会を置く。農薬専門調査会は、幹事会の議決をもって農薬専門調査会の議決とする。

2 幹事会は、以下の各号に規定する事項を処理する。

一 農薬専門調査会において調査審議すべき事項について、部会を指定して調査審議させること。

二 前号の規定により部会が調査審議した結果について調査審議すること。

三 その他農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

3 幹事会は、農薬専門調査会座長及び座長代理、部会の座長並びに農薬専門調査会の座長が指名する専門委員により構成する。

4 幹事会に座長を置き、農薬専門調査会の座長がその職務を行う。

5 幹事会の座長は、幹事会の事務を掌理する。

6 幹事会に座長代理を置き、幹事会の座長が指名する。

7 幹事会の座長代理は、幹事会の座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(評価部会の設置)

第 3 条 農薬専門調査会に評価第一部会、評価第二部会、及び評価第三部会 及び評価第四部会 (以下「評価部会」と総称する。)を置く。

2 評価部会においては、幹事会が指定する農薬の食品健康影響評価その他幹事会が指定する事項について調査審議する。

3 評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、農薬専門調査会の座長が指名する。

4 評価部会に座長を置き、農薬専門調査会の座長が指名する。

5 評価部会の座長は、当該評価部会の事務を掌理する。

6 評価部会に座長代理を置き、評価部会の座長が指名する。

7 評価部会の座長代理は、当該評価部会の座長を補佐し、座長に事故がある場合は、その職務を代理する。

8 原則として、評価部会はそれぞれ単独で開催される。ただし、評価部会の座長は、必要により、当該評価部会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、当該評価部会に出席を求めることができる。

(雑則)

第 4 条 幹事会、評価部会の運営については、前条までに定めるもののほか、運営規程そ

の他の食品安全委員会決定に準ずるものとする。

- 2 この決定に定めるもののほか、農薬専門調査会の運営に関し必要な事項は、農薬専門調査会の座長が農薬専門調査会に諮って定める。